

岩手県告示第647号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成21年8月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人孝仁会	宮古市崎鞆ヶ崎第9地割 39番地27	ヘルパーステーションほ ほえみ	宮古市崎鞆ヶ崎第9地割 39番地27	平成21年5月31日

2 訪問看護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人孝仁会	宮古市崎鞆ヶ崎第9地割 39番地27	訪問看護ステーションほ ほえみ	宮古市崎鞆ヶ崎第9地割 39番地27	平成21年5月31日

3 通所リハビリテーション

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人孝仁会	宮古市崎鞆ヶ崎第9地割 39番地27	介護老人保健施設ほほえ みの里	宮古市崎鞆ヶ崎第9地割 39番地27	平成21年5月31日

4 短期入所療養介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人孝仁会	宮古市崎鞆ヶ崎第9地割 39番地27	介護老人保健施設ほほえ みの里	宮古市崎鞆ヶ崎第9地割 39番地27	平成21年5月31日

5 認知症対応型共同生活介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人孝仁会	宮古市崎鞆ヶ崎第9地割 39番地27	グループホームすまいる 2号館	宮古市崎鞆ヶ崎第9地割 39番地70	平成21年5月31日
医療法人孝仁会	〃	グループホームいわいず み	下閉伊郡岩泉町尼額字下 坪41番地2	〃
医療法人孝仁会	〃	グループホームすまいる	宮古市崎鞆ヶ崎第9地割 39番地34	〃
医療法人孝仁会	〃	グループホームたろう	宮古市田老字館が森52番 地	〃

6 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	

医療法人孝仁会	宮古市崎鍬ヶ崎第9地割 39番地27	指定居宅介護支援事業所 ほほえみ	宮古市崎鍬ヶ崎第9地割 39番地27	平成21年5月31日
---------	-----------------------	---------------------	-----------------------	------------

7 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人孝仁会	宮古市崎鍬ヶ崎第9地割 39番地27	ヘルパーステーションほ ほえみ	宮古市崎鍬ヶ崎第9地割 39番地27	平成21年5月31日

8 介護予防訪問看護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人孝仁会	宮古市崎鍬ヶ崎第9地割 39番地27	訪問看護ステーションほ ほえみ	宮古市崎鍬ヶ崎第9地割 39番地27	平成21年5月31日

9 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人孝仁会	宮古市崎鍬ヶ崎第9地割 39番地27	グループホームすまいる 2号館	宮古市崎鍬ヶ崎第9地割 39番地70	平成21年5月31日
医療法人孝仁会	〃	グループホームいわいず み	下閉伊郡岩泉町尼額字下 坪41番地2	〃
医療法人孝仁会	〃	グループホームすまいる	宮古市崎鍬ヶ崎第9地割 39番地34	〃